

令和8年度県民と知事の意見交換会（現場訪問方式）公募要領

1 目的

この要領は、県民と知事の意見交換会実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく「現場訪問方式」による意見交換会（以下「意見交換会」という。）に係る参加団体の公募に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 意見交換会のテーマ

意見交換会のテーマは、次に掲げるものとする。

- (1) 福祉・子育て
- (2) 若者の活躍
- (3) その他知事が適当と認めるもの

3 公募対象

公募対象は、秋田県内に活動拠点を有する団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 意見交換会のテーマに関連する活動を行っていること。
- (2) 5人から10人程度の参加が見込まれること（複数の団体が共同で申し込むことにより、当該人数を満たす場合を含む。）。

4 開催日時、開催地域等

開催日時	開催地域	募集期間
令和8年8月2日(日) 10時から12時	仙北地域振興局管内 (大仙市、仙北市、美郷町)	令和8年5月15日(金)から 6月19日(金)17時まで
令和8年9月19日(土) 14時から16時	鹿角地域振興局管内 (鹿角市、小坂町)	令和8年5月15日(金)から 8月14日(金)17時まで
令和8年9月27日(日) 10時から12時	平鹿地域振興局管内 (横手市)	
令和8年10月3日(土) 10時から12時	北秋田地域振興局管内 (大館市、北秋田市、上小阿仁村)	
令和8年11月28日(土) 13時30分から15時30分	雄勝地域振興局管内 (湯沢市、羽後町、東成瀬村)	令和8年5月15日(金)から 10月16日(金)17時まで

5 応募方法

意見交換会への参加を希望する団体は、4の募集期間内に、県が定める専用フォームより、次に掲げる事項を入力の上、申し込むものとする（複数の団体が共同で申し込む場合は、代表となる団体を定め、当該団体が申し込むものとする。）。

- (1) 団体の名称、代表者氏名及び活動内容の概要
- (2) 連絡先（担当者氏名、電話番号及びメールアドレス）

- (3) 希望する意見交換会のテーマ及び希望理由
- (4) 参加予定人数
- (5) 開催地域及び会場
- (6) 意見交換会の実施に関し希望する事項

6 参加団体の選定

(1) 選定方法

参加団体の選定は、申込内容に基づき、開催地域、意見交換会のテーマ等を総合的に勘案して行うものとする。

(2) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募団体に通知するとともに、県公式ウェブサイト等で公表するものとする。

(3) 選定の取消

知事は、申込内容等に虚偽の記載があること又は実施要領第6条各号のいずれかに該当することが判明した場合には、選定を取り消すことができる。

7 その他

この要領に定めるもののほか、参加団体の公募に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月7日から施行する。